

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2212274 号  
令和 4 年 1 2 月 2 7 日  
原 子 力 規 制 庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 10 月 3 日付け令 04 原機（大安）079 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

## II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

### 1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更

令和 4 年 6 月 3 日付け原規規発第 22060313 号で許可した内容を保安規定へ反映するため、以下の変更を行う。

#### ① HTTR に係る規定の削除

HTTR について、令第 4 1 条該当施設から令第 4 1 条非該当施設への変更<sup>1</sup>に伴い、

---

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 4 1 条に該当する核燃料物質を使用する施設を令第 4 1 条該当施設とし、令第 4 1 条該当施設を除く使用施設等を令第 4 1 条非該当施設という。

当該施設に係る規定の削除を行う。

## ② 放射性液体廃棄物の廃棄に係る規定の変更

HTTR の使用施設及び貯蔵施設において取り扱う核燃料物質は、密封された核燃料物質のみとなったことにより、大洗研究所（北地区）使用施設等においては、一般排水溝への液体状放射性廃棄物の放出がなくなったことから、一般排水溝への排出に関連する規定の削除を行う。

## 2. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る規定の追加

JMTR 及びホットラボにおいて、放射性廃棄物でない廃棄物を取り扱うため、取扱いに係る規定の追加を行う。

## III. 審査の内容

### III-1. 原子炉等規制法第57条第2項第1号

規制庁は、本申請について、放射性廃棄物の廃棄が核燃料物質の使用の許可を受けたもの又は変更の許可を受けたものと整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

### III-2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

#### III-2-1. HTTRに係る規定の削除

規制庁は、令第41条該当施設から令第41条非該当施設への変更に伴い、当該施設に係る規定が核燃料物質使用変更許可のとおり削除されていることを確認した。

#### III-2-2. 放射性液体廃棄物の廃棄に係る規定の変更

##### 1. 使用規則第2条の12第1項第11号（放射性廃棄物の廃棄）

使用規則第2条の12第1項第11号に関する審査基準は、放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていることを求めている。

規制庁は、HTTR の使用施設及び貯蔵施設における核燃料物質の取扱いが密封された核燃料物質のみとなったことにより、大洗研究所（北地区）使用施設等においては、一般排水溝への液体状放射性廃棄物の放出がなくなったことから、関連する規定を削

除するものであり、その他、液体状放射性廃棄物の廃棄物管理施設への引き渡しに係る規定に変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第11号に関する審査基準を満足していると判断した。

### Ⅲ－２－３．放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに係る規定の追加

#### 1．使用規則第2条の12第1項第8号（線量、線量当量、汚染の除去等）

使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準は、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていることを求めている。

規制庁は、放射性廃棄物でない廃棄物に関する措置として、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を踏まえ、放射性廃棄物でない廃棄物の判断の対象範囲は、管理区域内のコンクリート等の資材とし、放射性廃棄物でない廃棄物は、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、使用履歴等の記録に基づき判断すること、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものは、管理区域から搬出するまでの混在防止の保安上の措置が定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第8号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、条番号の繰り上げなど、必要な記載の適正化が行われていることを確認した。